

学校給食用物資入札等参加資格者(納入業者)登録申請時の提出書類等について

No.	書 類 名	法 人	法人以外	写し 可	備 考
		新規	新規		
1	学校給食物資納入業者 登録申請書 (様式1)	○	○	—	当会物資取扱規則様式1
2	登記事項証明書 (「履歴事項全部証明書」または 「現在事項全部証明書」)	○	×	可	審査基準日(9月1日)現在、札幌市内の営業所等が営業開始から3年を経過していることを証明するもの。審査基準日の3カ月前(6月1日)以降に発行のもの。
3	営業年数を確認できる書類	×	○	—	確認できる書類がない場合は申立書(書式自由)を提出のこと。営業開始年月日を記載し、署名、押印したもの。
4	定款	○	×	—	現行定款に相違ない旨の記載及び代表印を押捺したもの。
5	営業所及び工場等の施設配置図	○	○	—	所在地の略図、工場内部の平面図及び主要設備配置図。
6	貸借対照表/損益計算書等	○	○	—	申請直近のもので1事業年度のもの。個人の場合はこれに見合うものとする。
7	札幌市税の「納税証明書」 *留意事項参照	○	○	可	令和7年度の札幌市税(課税されているすべての税目)を滞納していないことを証明するもの。審査基準日の3カ月前(6月1日)以降に発行のもの。
8	取引金融機関の「残高証明書」 または「取引証明書」	○	○	可	申請直前のもので主たる金融機関(1店)のもの。
9	「登記されていないことの証明書」(法務局発行)及び「身分証明書」(市区町村発行)	×	○	可	申請人のもの。審査基準日の3カ月前(6月1日)以降に発行のもの。
10	許可証または登録票の写し	○	○	—	販売または製造上、許可または登録を必要とするものについて、当該許可または登録を受けていることを証明する書類。
11	食品衛生監視票 *青果物、鶏卵、乾物納入業者は不要 *留意事項参照	○	○	可	令和7年10月1日以降に監視を受けたもの。点数(適用する項目の採点の合計点/適用する項目の総基準点×100)が80点以上の採点成績を保持しているもの。
12	食品衛生法による証明願 (様式4) *青果物、鶏卵、乾物納入業者は不要 *留意事項参照	○	○	可	令和5年9月1日以降に食品衛生法第60条第1項または第61条の規定による処分を受けていない証明を受けたもの。 当会物資取扱規則様式4
13	売買参加者承認証の写し *青果物納入業者のみ提出	○	○	—	札幌市中央卸売市場業務規程第29条第1項の規定による売買参加者の承認を受けていることを証明するもの。
14	水質検査証明書 *地下水を使用している業者のみ提出	○	○	可	水質基準に適合していることの証明書。審査基準日の6カ月前(3月1日)以降に発行のもの。
15	代表者の「経歴書」 (様式2)	○	○	—	当会物資取扱規則様式2
16	財務状況表 (様式3)	○	○	—	貸借対照表等を基に記載したもの。 当会物資取扱規則様式3
17	返信用定型封筒及び切手 (110円)	○	○	—	封筒(長辺21cm以上)に貴社または貴殿の郵便番号、住所、宛名を記載したもの。